



平成 25 年 2 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社フルキャストホールディングス
 代 表 者 名 代表取締役社長CEO 常 葉 浩 之
 (コード番号 4848 東証第一部)
 問い合わせ先 経理財務部長 朝 武 康 臣
 電 話 番 号 03-4530-4830

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成25年3月29日に開催を予定している第20期定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社は平成23年12月22日開催の第19期定時株主総会において、剰余金の配当の決定機関を取締役会から株主総会に変更しております。

取締役会決議により剰余金を配当できるのは、会社法上、取締役の任期が1年以内と定款で定めている場合に限るとされております。当社は同株主総会において決算期変更を決議し、平成24年12月期が15ヶ月の変則決算となっております。このことにより、取締役の任期も1年超となったため決定機関を取締役会から株主総会に変更したものであります。

平成25年12月期以降、事業年度及び取締役の任期も1年となるため、改めて、機動的な配当政策が遂行できるよう、株主総会決議に加えて、取締役会決議でも剰余金の配当を実施することができるよう定款を一部変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>(剰余金の配当の決定機関)</u> 第42条 当社は、剰余金の配当その他会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。
(剰余金の配当の基準日) 第42条 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。 ② 当社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。	(剰余金の配当の基準日) 第43条 (現行第42条のとおり)

<p>③ 当社は、前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>	
<p>(配当金等の除斥期間) 第43条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p> <p>② 未払の配当金には利息をつけない。</p>	<p>(配当金等の除斥期間) 第44条 (現行第43条のとおり)</p>

以 上